

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和4年度における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和4年度の初日から令和4年6月30日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

記

項	概 要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差 分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	111 トン	32 トン	79 トン
		110 トン	32 トン	78 トン
3	クリーム	53 トン	24 トン	29 トン
		43 トン	24 トン	19 トン
4	粉乳類	39,597 トン	4,065 トン	35,532 トン
		32,077 トン	3,669 トン	28,408 トン
5	無糖れん乳	2,540 トン	262 トン	2,278 トン
		2,537 トン	262 トン	2,275 トン
6	加糖れん乳	354 トン	14 トン	340 トン
		254 トン	14 トン	240 トン
7	ヨーグルト	13 トン	1 トン	12 トン
		13 トン	1 トン	12 トン
8	バターミルク	17 トン	4 トン	13 トン
		17 トン	4 トン	13 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	52,924 トン	11,343 トン	41,581 トン
		39,833 トン	9,566 トン	30,267 トン
10	その他の乳製品	12,655 トン	1,178 トン	11,477 トン
		9,733 トン	811 トン	8,922 トン
11	バター	22,803 トン	2,149 トン	20,654 トン
		19,998 トン	2,037 トン	17,961 トン
12	豆類	80,402 トン	25,838 トン	54,564 トン
		32,815 トン	11,994 トン	20,821 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,547,712 トン	1,209,012 トン	4,338,700 トン
		4,396,456 トン	1,100,802 トン	3,295,654 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,227,096 トン	338,533 トン	888,563 トン
		226,552 トン	59,195 トン	167,357 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	706,967 トン	134,772 トン	572,195 トン
		706,467 トン	134,772 トン	571,695 トン
15	コーンスターチ	3,762 トン	1,053 トン	2,709 トン
		3,603 トン	909 トン	2,694 トン
16	ばれいしょでん粉	10,508 トン	2,912 トン	7,596 トン
		8,752 トン	2,847 トン	5,905 トン
17	マニオカでん粉	164,346 トン	39,762 トン	124,584 トン
		163,917 トン	39,762 トン	124,155 トン
18	サゴでん粉	19,406 トン	3,338 トン	16,068 トン
		19,406 トン	3,338 トン	16,068 トン
19	その他のでん粉	1,496 トン	100 トン	1,396 トン
		1,308 トン	100 トン	1,208 トン
20	イヌリン	2,774 トン	535 トン	2,239 トン
		72 トン	8 トン	64 トン
21	落花生	33,564 トン	10,487 トン	23,077 トン
		20,641 トン	6,040 トン	14,601 トン
22	こんにゃく芋	156 トン	84 トン	72 トン
		156 トン	84 トン	72 トン
23	ミルク調製品	10,039 トン	541 トン	9,498 トン
		4,879 トン	116 トン	4,763 トン
24	でん粉調製品	287 トン	98 トン	189 トン
		287 トン	98 トン	189 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,970 トン	539 トン	4,431 トン
		2,580 トン	289 トン	2,291 トン
27	調製食用脂	18,993 トン	2,193 トン	16,800 トン
		2,415 トン	304 トン	2,111 トン
28	繭	4.5 トン	0.5 トン	4.0 トン
		4.5 トン	0.5 トン	4.0 トン
29	生糸	260 トン	56 トン	204 トン
		260 トン	56 トン	204 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。